

和歌山縣報

號 外

明治四十五年二月一日

○縣令

○和歌山縣令第六號

明治三十七年^{六月}縣令第三十四號藝妓酌婦取締規則左ノ通改正ス

明治四十五年二月一日

和歌山縣知事 川村竹治

藝妓酌婦取締規則

第一條 本則ニ於テ藝妓ト稱スルハ料金ヲ得テ客席ニ侍シ歌舞音曲其ノ他ノ遊藝ヲ爲ス者ヲ謂ヒ酌婦ト稱スルハ料金ヲ得テ客席ニ侍シ給仕ニ從事スル者ヲ謂フ

第二條 藝妓、酌婦ノ稼業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ノ指定シタル醫師ノ健康診斷書ヲ添ヘ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

一、族籍、住所、氏名、生年月日

二、別名又ハ藝名アル者ハ其ノ別名又ハ藝名

三、戶籍謄本

四、未成年者ナルトキハ戶主並親權ヲ行フ父又ハ母若ハ後見人、其ノ父母、後見人共ニ在ラザルトキハ最近親族ノ連署

五、有夫ノ婦ナルトキハ夫ノ連署

六、寄寓所

七、抱主アル者ハ其ノ族籍、住所、氏名、

八、曾テ藝妓、酌婦タリシ者ハ其ノ稼業ノ種類、場所、抱主在リタル者ニシテ債務ノ辨償ヲ終

ラサル者ハ其ノ金額、廢業ノ年月日及其ノ事由

稼業ニ關シ其ノ抱主トノ間ニ契約アルトキハ其ノ双方連署ノ証明アル契約書寫ヲ添付スヘシ

第三條

左ノ事項ハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡又ハ

逃亡ノ場合ニ於テハ抱主、抱主ナキ者ハ最近親族ヨリ届出ツヘシ

一、前條第一號、第二號、第四號、乃至第七號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二、許可証ヲ亡失毀損シタルトキ

三、廢業、死亡、又ハ逃亡シタルトキ

第四條

警察管轄ヲ異ニスル地ニ寄寓所ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ許可証ヲ返納シ移轉地ニ於テ

更ニ第二條ニ依リ許可ヲ受クヘシ

第五條

第二條第二項ノ契約ヲ變更セムトスルトキハ双方連署シタル書面ヲ以テ豫メ所轄警察官署

ノ許可ヲ受クヘシ

第六條

藝妓、酌婦ノ抱主ハ藝妓、酌婦一人毎ニ貸借計算簿ヲ調製シ一切ノ貸借關係ヲ記載スヘシ

前項ノ簿冊ハ其ノ副本ヲ作り之ヲ藝妓、酌婦ニ交付スヘシ

警察官署ハ前二項ノ貸借計算簿及其ノ副本ヲ檢査セシムルコトヲ得

第七條

左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ藝妓又ハ酌婦ノ稼業ヲ許可セサルコトヲ得

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者、密賣淫ニ關スル罪ニ因リ刑ニ處セラレタル者、刑ノ執行猶豫中ノ者及本則ニ依リ稼業ノ許可ヲ取消サレタル者、若ハ稼業停止中廢業シ一年ヲ經過セサル者

二、結核、癩、蠱毒、其ノ他傳染性ノ疾患アル者

三、風俗ヲ害スルノ虞アル者

四、藝妓、娼妓、酌婦稼業中債務ヲ履行セス抱主ノ意ニ反シ廢業シタル者

五、稼業ノ契約ヲ不當ト認ムルトキ

六、稼業ニ關シ不適當ナル事情アリト認ムルトキ

許可ノ後前項各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生シタルトキ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シ許可ヲ得タルモノナルコトヲ發見シタルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ稼業ヲ停止スルコトヲ得

第八條 藝妓、酌婦ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、稼業中ハ許可証ヲ携帯スルコト

二、許可証ハ他人ヲシテ使用セシメサルコト

三、稼業先ニ於テ宿泊スヘカラサルコト但シ疾病其ノ他止ムヲ得サル事由ニ因リ宿泊セムトスルトキハ所轄警察官署又ハ其ノ警察官吏ニ届出ツルコト

四、花代金額ハ豫メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ其ノ之ヲ變更セムトスルトキハ更ニ認可ヲ受ク
ルコト

五、夜間十二時後ハ客席ニ侍スヘカラサルコト

六、紹介營業者若ハ密賣淫ニ關スル罪ニ因リ感刑ヲ受ケテ滿三年ヲ經サル者ノ家ニ寄寓スヘカヲ
サルコト

七、藝妓ハ宿屋、料理屋又ハ飲食店ニ寄寓スヘカラサルコト

八、寄寓所其ノ他ノ場所ニ於テ客ト同宿スヘカラサルコト

九、宿泊ヲ要スル旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ行先ヲ詳カニシ所轄警察官署又ハ其ノ警察官
吏ニ届出テ承認ヲ受ケルコト

十、酌婦ハ遊藝稼業ヲ兼ネ又ハ客席ニ於テ歌舞、音曲其ノ他ノ遊藝ヲ爲スヘカラサルコト

十一、前各號ノ外取締上特ニ命セラレタル事項

第九條 所轄警察官署ニ於テ衛生上必要アリト認ムルトキハ藝妓又ハ酌婦ニ對シ其ノ指定セル醫師
ノ作成シタル健康診斷書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

所轄警察官署ハ結核、癩、黴毒、其ノ他傳染性ノ疾患アリト診斷セラレタル藝妓又ハ酌婦ニ對
シ稼業ヲ停止シ指定ノ場所ニ於テ治療ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ費用ハ抱主、抱主ナキ者ハ患者ノ負擔トス

第十條 第二條乃至第六條第八條ノ規定又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シ若ハ第六條ノ貸借計算簿ニ虛
僞ノ記載ヲ爲シタル者又ハ同條第三項ノ檢査ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

明治四十五年一月三十一日印刷
明治四十五年一月一日發行
（毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行）

和歌山縣知事官房

和歌山市北休實町六番地

印刷人 關

印刷所 關

宗 七
版 所